

十和田市第4次経済支援対策事業

「とわだ応援プレミアム付商品券」発行事業 実施要項

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、落ち込んでいる市内経済の活性化と市民の家計を支援するため、市内店舗で利用できるプレミアム付商品券の販売等を行う。

2. 事業の概要

- ①商品券名 とわだ応援プレミアム付商品券
- ②券発行者 十和田市
- ③実施主体 十和田市
- ④事業受託者 十和田商工会議所

3. 商品券販売期間・場所（時間）・利用期間

- ①販売（引換）期間 令和2年11月2日（月）～令和3年1月29日（金）
※但し、土曜・日曜・祝日、年末年始を除く。
- ②販売場所（時間） 十和田市内の取扱郵便局（14郵便局…十和田・奥瀬・藤坂・大深内・十和田湖・四和・深持・焼山・陸奥沢田・切田・十和田穂並町・十和田西二十二番・十和田大学前・十和田元町）における郵便窓口営業時間内
- ③利用期間 令和2年11月2日（月）～令和3年2月28日（日）
※令和3年3月1日（月）以降はご利用出来ません。

4. 商品券の概要

- ①発行総額 7億9千300万円
- ②発行数量 61,000冊
- ③プレミアム率 30%
- ④販売単位 1) 1冊10,000円（商品券1枚1,000円×13枚綴り 13,000円）
2) 商品券内訳…共通商品券（全取扱加盟店使用可）5枚
…中小店専用商品券（中小店加盟店のみで使用可）8枚
- ⑤購入上限 1世帯3冊まで購入可能
- ⑥購入対象者 市内の全世帯
- ⑦商品券の利用対象にならないもの
 - 1) 商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自で発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属、有価証券、図書券（図書カード）、金券等の換金性の高いもの
 - 2) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - 3) 出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）
 - 4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
 - 5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
 - 6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - 7) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に規定する営業に係る支払い

8) 特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの

9) その他、使用対象商品として、ふさわしくないもの

⑧商品券の取り扱い

1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。

2) 商品券は現金化することはできません。

3) 額面に満たない場合でも釣り銭の支払いはできません。

4) 不足分は現金等で受け取ってください。

5) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。

6) 商品券の紛失及び盗難に対し、その責を負いません。

⑨商品券が破損・汚損した場合

2/3以上の面積が確認できるものは使用できます。但し、極端に汚損している場合は使用できない場合もあります。

5. 取扱加盟店申請方法

①参加資格 十和田商工会議所及び十和田湖商工会の会員事業所であり、十和田市内で日常的に買い物やサービスの提供を行うことができる事業者・店舗。

但し、以下の事業者・店舗は除きます。

1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの

2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条第1項第4号及び5号、ならびに第5項に規定するもの、又はこれに類するもの

3) 特定の宗教・政治団体と関わるもの、法令又は公序良俗に反するもの

4) その他、十和田市が取扱店として適当でないと判断したもの

②店舗区分

1) 大型店…大規模小売店舗立地法（新大店法）及び大規模小売店舗法（旧大店法）に基づき、店舗面積が1000㎡を超える大規模小売店舗

2) 中小店…店舗面積が1000㎡未満の小売店舗

③申込方法

本実施要項に同意の上、「とわだ応援プレミアム付商品券加盟店登録申込書」に必要事項を記入し、下記の提出先までご持参いただくか、FAX（FAXの場合は、必ずFAX送信後に確認のお電話をお願いします。）、又は郵送にてご提出ください。

④受付期間

令和2年9月15日（火）～10月8日（木）

※上記期間内にお申込みのあった事業者・店舗は、商品券購入者に配布する「取扱加盟店一覧」に掲載します。期限後も随時受付いたしますが、ホームページのみの掲載となります。

⑤提出先

■十和田商工会議所 〒034-8691 十和田市西二番町 4-11

TEL.0176-24-1111 FAX.0176-24-1563

■十和田湖商工会 〒034-0301 十和田市奥瀬字中平 61-1

TEL.0176-72-2201 FAX.0176-72-3050

⑥申込後の手続

申込書が到着後、10月26日（木）までに「商品券取扱マニュアル、加盟店ポスター・ポップ、登録証、商品券見本、換金申込書等」を郵送でお送りします。

⑦費用

登録料及び換金手数料等の費用は無料です。

6. 商品券の換金

- ①換金方法
- 1) お客様から受け取った商品券の裏面取扱加盟店欄に必ず店舗名を押印（又は記入）してください。店舗名等の押印等のない場合は、換金できませんのでご注意ください。
 - 2) 「商品券換金依頼書（登録申込後に配布）」に必要事項を記入の上、使用済み商品券を添えて換金受付場所の十和田商工会議所、又は十和田湖商工会にご持参ください。
 - 3) 換金は、令和2年11月上旬から3月中旬までの当所が指定する日に、取扱店登録申込書記載の指定口座にお振り込みいたします。
・現時点での商品券換金手続き期間と換金精算・振込予定日は以下の通りです。

	商品券換金受付期間・時間（予定） （土・日・祝日、年末年始の他、十和田商工会議所・十和田湖商工会の休日を除く平常営業日の9:00～16:30）	換金精算・振込日 （予定）
1回目	令和2年11月9日（月）～11月13日（金）	令和2年11月25日（水）
2回目	11月16日（月）～11月30日（月）	12月9日（水）
3回目	12月1日（火）～12月15日（火）	12月24日（木）
4回目	12月16日（水）～12月25日（金）	令和3年1月13日（水）
5回目	令和3年1月4日（月）～1月15日（金）	1月26日（火）
6回目	1月18日（月）～1月28日（木）	2月9日（火）
7回目	2月1日（月）～2月15日（月）	2月25日（木）
8回目	2月16日（火）～2月26日（金）	3月9日（火）
9回目	3月1日（月）～3月15日（月）	3月19日（金）

- ②換金受付場所
- 十和田商工会議所 〒034-8691 十和田市西二番町4-11
TEL.0176-24-1111 FAX.0176-24-1563
 - 十和田湖商工会 〒034-0301 十和田市奥瀬字中平61-1
TEL.0176-72-2201 FAX.0176-72-3050

- ③換金受付時間
- 営業日の午前9時から午後4時30分まで
※但し、土日・祝日、年末年始の他、十和田商工会議所、十和田湖商工会の休日を除く。

7. お問い合わせ先

商品券事業について 実施主体：十和田市農林商工部 商工観光課
TEL. 0176-51-6773

商品券取扱店関連等について 事業受託者：十和田商工会議所
TEL. 0176-24-1111

商品券取扱店申込について 旧十和田市地区窓口：十和田商工会議所
TEL. 0176-24-1111
旧十和田湖町地区窓口：十和田湖商工会
TEL. 0176-72-2201

※上記の実施要項の内容は、令和2年9月11日現在の内容となっておりますが、今後、やむを得ず変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。